

空港振興事業委託業務プロポーザル仕様書

1 目的

高知龍馬空港を発着する航空路線の利用促進及び空港業務（グラウンドハンドリング及び保安検査）に従事する人材の確保を図る。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約締結日から令和8年2月14日まで

4 見積上限額

13,820千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

高知龍馬空港利用促進事業の上限額は、7,400千円（国内線の利用促進：3,700千円、国際線の利用促進：3,700千円）、高知龍馬空港人材確保事業の上限額は6,420千円とする。

5 委託業務の内容

(1) 高知龍馬空港利用促進事業

ア 国内線の利用促進（平日利用促進キャンペーン）

- ・ 利用率の低い閑散期（12月～1月）の平日運航便の需要喚起及び平日への航空需要の平準化を図るためのキャンペーンを実施すること。
- ・ キャンペーン対象者は、高知龍馬空港を発着する国内定期路線を2人以上のグループで往復利用した方とする。このほかの要件の追加については自由提案とする。
- ・ キャンペーン景品（インセンティブ）は自由提案とする。ただし、費用は1人あたり5,000円以内とし、300名以上を目標に配布すること。
- ・ キャンペーンの広報を実施すること。広報の媒体、時期、内容等については自由提案とする。
- ・ デザイン費、広告掲出に係る諸費用は受託者の負担とする。
- ・ キャンペーンの進捗管理のため、適宜申請実績を報告すること。
- ・ 業務完了時に事業実績報告書を作成し、実施内容、キャンペーン実績の集計結果を記載すること。

イ 国際線の利用促進（台湾定期チャーター便のプロモーション）

- ・ 高知県内在住者を対象に台湾定期チャーター便の送客需要を喚起するため、当該路線の認知度向上に資するプロモーションを実施すること。
- ・ 媒体として、高知県内のテレビ、新聞、商店街懸垂幕、デジタルサイネージを使用することを必須とし、内容（デザイン）、時期（期間）、回数については自由提案とする。
- ・ デザイン費、広告掲出に係る諸費用は受託者の負担とする。
- ・ 業務完了時に事業実績報告書を作成し、実施内容、媒体写真を記載すること。

(2) 高知龍馬空港人材確保事業

ア 合同企業説明会及び職場見学会の実施

次に掲げる条件に基づき、令和8年3月卒業見込みの学生やU I ターン就職・転職希望者を対象とする高知龍馬空港のグランドハンドリング会社及び保安警備会社の合同企業説明会及び職場見学会（以下、「合同企業説明会等」という）を開催する。

a 実施回数

対面形式により2回以上実施すること

b 実施時期

1回目：令和7年5月まで（主に大学・短大・専修学校の学生を対象とする）

2回目：令和7年8月まで（主に高校生を対象とする）

※詳細日程については、当協議会と協議のうえ決定すること。

c 実施場所

高知龍馬空港

d 対象企業

高知龍馬空港のグランドハンドリング事業者及び保安警備会社

（とさでん交通(株)、(株)エスエーエス、ALSOK高知）

e 実施内容

- ・ 合同企業説明会等の開催にあたり、事前に十分な広報活動を実施すること。
- ・ 参加者へのアンケートなどにより効果測定を実施すること。
- ・ 広報活動は、学校等への資料送付のほか、「イ 空港業務の魅力発信業務」とあわせて実施すること。内容は自由提案とする。
- ・ 合同企業説明会等の開催にあたり、高知龍馬空港関連事業者など関係機関との調整は受託者が行うこと。
- ・ 進捗管理のため、申込状況等を適宜報告すること。
- ・ 業務完了時に事業実績報告書を作成し、実施内容、参加者実績及び効果測定の集計結果を記載すること。

イ 空港業務の魅力発信業務

次に掲げる条件に基づき、県内外の学生や若年者はもとより、保護者や教育機関における就職支援担当職員等に対し、高知龍馬空港の対象企業の採用情報や業務内容、働きがい等を発信することで、企業認知度の向上や就職希望者の拡大を図る。

a チラシの作成及び発送

学校等就職支援担当職員や学生に配布するチラシを作成する。

(a) 仕様

自由提案とする。

(b) 配布先・数量

- ・ 県内高等学校、大学、短大、専修学校 1, 000枚
- ・ 関西圏の大学、短大、専修学校 900枚
- ・ 高知空港ビル、県 100枚
- 合計 2, 000枚

(c) その他

- ・デザイン費及び送料は受託者の負担とする。
- ・配布先の詳細については当協議会と別途協議すること。

b メディアを活用した空港業務の魅力発信

- ・ ホームページ、SNS、テレビ、新聞等を活用し、空港関連業務の内容や空港で働く魅力等が伝わり、空港関連企業の求人への応募意欲を高めるような企画を自由提案により実施すること。
- ・ 作成する広報素材は、各事業者が今後独自に行う採用活動において二次利用することを前提に制作すること。

6 その他

- (1) 業務を遂行するうえで、当協議会と受託者が共通認識を持ち、十分な協議を重ねながら業務を行うものとする。
- (2) 事業開始後に仕様書の内容に変更が発生する場合には、当協議会と受託者が協議のうえ、予算の範囲内において、対応策を決定するものとする。
- (3) 受託候補者選定後、契約に向けた交渉において、企画提案の内容をもとに、具体的な履行条件や実施内容など、細部の調整を行うものとする。
- (4) この仕様書に定めのないものについては、当協議会と受託者が協議のうえ決定するものとする。